

令和3年度 保育所等入所申込のご案内

令和3年度保育所等入所申込の受付をおこないません。入所を希望される人は、受付期間中に申込みをしてください。現在保育所等に入所されている人で、引き続き入所を希望される場合も申込みが必要です。

また、令和3年度の年度途中に入所を希望される人も入所受付を始めますので事前にご相談ください。

■入所にあたっては次のいずれかの事由(保育の必要性)に該当することが必要です。

- ①月64時間以上就労している
- ②妊娠中か出産後間もない
- ③保護者が病気、または障がいを持っている
- ④長期間にわたり疾病状態にある、または障がいを有する親族を介護している
- ⑤震災、火災、風水害などで災害の復旧にあたっている
- ⑥起業準備を含む求職活動を継続しておこなっている
- ⑦就学(職業訓練校における職業訓練を含む)している
- ⑧育児休業中に既に保育を利用している子ども継続利用が必要
- ⑨その他村長が認める①から⑧に類する状態

■申込に必要な書類

- ①入所申込書(個人番号記載必須 児童1人につき1枚)
 - ②家庭内状況申告票(祖父母の状況も必ず記入してください)
 - ③就労証明書など(申込みの事由により添付書類が異なります)
- *申込時に保護者のマイナンバーカードまたは通知カードをご持参ください。
*必要書類は、子育てワンストップセンターに準備しています。

■保育料および副食費(給食費)について
・3歳未満児の保育料は、保護者の住民税の額で算定します。
・3歳以上児については幼児教育・保育の無償化により保育料は無償となっていますが、副食費の徴収があります。ただし所得などに応じて副食費が免除になる場合もあります。

・毎年8月までは、前年度課税額で算定し、9月以降は当該年度課税額で算定いたしますので、税の申告は必ずしてください。

・一定の所得段階においては、以下に該当する場合、保育料が減額されることがありますので、資格証および資格証のコピーの持参をお願いします。

- ①児童扶養手当受給者
- ②身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ③療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ⑤特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- ⑥障害基礎年金を受けている者の属する世帯
- ⑦生活保護法に定める保護金基準に準じると村長が認めた世帯

■お願い

コピーなどを要する場合、受付事務の迅速化のため、必ずコピーの持参をお願いします。

■申込受付期間、場所

11月16日(月)～11月27日(金)
午前9時～午後4時
役場1階

〈問い合わせ・受付先〉健康推進課 子育てワンストップセンター TEL(67) 2715

教育ローン返済利子の一部を助成します

南阿蘇村教育資金利子補給金制度

お子さんの高校や大学などへの入学金・授業料といった教育資金を対象の金融機関などから借り受けている保護者に対し、その教育ローン返済時の利子の一部を助成する制度です。

■対象となる保護者

(※①～④のすべてを満たすこと)

- ①学校教育法に規定する高等学校、大学(短期大学含む)、大学院除く)、高等専門学校および専修学校(高等課程および専修課程)に在学している人の保護者
- ②村内に1年以上居住し、かつ村の住民基本台帳に記録されている人
- ③村税などを滞納していない人
- ④借り受けた教育ローンを返済予定に従い確実に返済している人

■対象となる金融機関

株式会社日本政策金融公庫、肥後銀行、阿蘇農業協同組合、熊本銀行、熊本県信用組合、ゆうちょ銀行

■利子補給金(助成額)

- ①利子補給の額は1年間(当年の1月～12月)に支払った返済利子の総額に対して行い、50,000円が限度です。
- ②当該交付決定にかかる就学先の正規の修学期間中の返済利子が対象となります。

■提出書類

- ・教育資金利子補給金交付申請書(様式第1号)
- ・利子の支払額を証明する書類
- ・償還予定表の写し
- ・在学証明書の写し
- ・住民票の写し
- ・村税の納税状況を確認できる書類

■申請期間(厳守)

- ・令和3年1月4日(月)
- ・令和3年1月29日(金)
- (※令和2年1月1日から令和2年12月31日に支払いが完了した分の利子が助成の対象です)

〈問い合わせ〉

子育てワンストップセンター
TEL(67) 2715